

平成21年第3回（11月）臨時会

## 東伊豆町議会会議録

平成21年 11月27日 開会

平成21年 11月27日 閉会

東伊豆町議会

## 平成 2 1 年第 3 回 東伊豆町議会臨時会 会議録目次

### 第 1 号 (11月27日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○発議第 2 号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について	4
○議案第 6 2 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6
○議案第 6 3 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第 6 4 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	9
○議案第 6 5 号 平成 2 1 年度東伊豆町一般会計補正予算 (第 5 号)	1 1
○議案第 6 6 号 平成 2 1 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 6
○日程の追加について	2 5
○決議案第 1 号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号) に対する付帯決議 (案) について	2 6
○閉会の宣告	2 8
○署名議員	2 9

## 平成21年第3回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年11月27日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第64号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 決議案第1号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)に対する付帯決議(案)について

---

### 出席議員(12名)

- |     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 内山 慎一 君 | 2番  | 飯田 桂司 君  |
| 3番  | 村木 脩 君  | 5番  | 藤井 廣明 君  |
| 6番  | 森田 礼治 君 | 7番  | 西村 弘佐 君  |
| 8番  | 鈴木 勉 君  | 10番 | 山本 鉄太郎 君 |
| 11番 | 八代 善行 君 | 12番 | 居山 信子 君  |
| 13番 | 定居 利子 君 | 14番 | 山田 直志 君  |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長 兼防災長	鈴木忠一君
企画調整課長	田村正幸君	税務課長	石原邦彦君
住民福祉課長	山田和也君	健康づくり課長	鈴木秀人君
健康づくり課 参事	鳥澤勇君	観光商工課長	稲葉彰一君
建設産業課長	上嶋智幸君	建設産業課監	山口誠君
教育委員会 教務局長	木田和芳君	消防長	平山隆君
水道課長	吉野竹男君	会計管理者 兼課長	齋藤容一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木弥一君	書記	岡田賢一君
書記	中山美穂子君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（八代善行君） 皆さん、おはようございます。

平成21年東伊豆町議会第3回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会には、議員提案としての会議規則の一部改正案を初め、職員の給与改定に関する条例の一部改正案が2件、また特別職の給料等に関する条例の一部改正案、さらには一般会計及び特別会計補正予算がそれぞれ上程されております。

議員各位におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年東伊豆町議会第3回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（八代善行君） 町長よりあいさつをいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成21年、第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用の中を御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザが全国的に流行し、当町でも10月半ば過ぎから町内の小中学校などで感染者が増加し、感染拡大防止のため学級閉鎖や学年閉鎖の措置を講じたところであります。今後、本格的な冬を迎え、さらに感染が拡大されることが懸念されますので、町民の皆様には手洗い、うがいの励行などにより、感染予防に努めてくださるようお願いいたします。

今臨時会では、御審議をお願い申し上げます内容は、職員の給与条例など、条例の一部改

正が3件ございます。8月の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職に準じ、職員の給与条例及び公営企業職員の給与条例の一部改正とし、町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部改正であります。また、一般会計では新型インフルエンザのワクチン接種助成費や林道の災害復旧事業費補正予算措置、風力発電事業特別会計におきましても緊急的な修繕費を計上させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

最後になりますが、町民並びに議員各位におかれましては、これから冬を迎え日増しに寒さも厳しくなりますので、健康に十分留意され、ますます御健勝でありますよう祈念申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八代善行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、西村議員、12番、居山議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（八代善行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第3 発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（八代善行君） 日程第3 発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、定居議員。

(13番 定居利子君登壇)

○13番(定居利子君) 皆さん、おはようございます。

発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年11月27日提出。

東伊豆町議会議長 八代善行様。

提出者 東伊豆町議会議員 定居利子。

賛成者 東伊豆町議会議員 藤井廣明。

提案理由を申し上げます。

会議規則の充実を図るため。今回の改正につきましては、懲罰動議の提出期限を改正する内容でございます。現行の会議規則では、懲罰事犯があった翌日までに提出しなければならないと規定されております。懲罰動議の提出に当たっては、より慎重を期すためにも十分な時間を確保する必要があるため、今回改正をさせていただく内容でございます。

恐れ入りますが、次ページをお開きください。

それでは、改正する規則を朗読させていただきます。

東伊豆町議会規則第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則。

東伊豆町議会会議規則(昭和62年東伊豆町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第110条第2項本文中「翌日まで」を「日から起算して3日以内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の内容でございます。次のページには新旧対照表を参考にお示ししてございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（八代善行君） 日程第4 議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告に伴い、当町職員の給与条例をこれに準じて改正するものであります。

主な内容につきましては、期末勤勉手当の年間支給月数を4.5カ月から4.15カ月に0.35カ月分を減額すること、自宅に係る住居手当の廃止、月例給の引き下げに伴う行政職給料表第1表及び第2表の改定であります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは、議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、8月の人事院勧告に準じて職員の給料月額や期末勤勉手当などを引き下げることに伴い給与条例の一部を改正する内容で、施行期日は12月1日であります。

職員の給料月額は12月支給分から改定され、初任給を中心に若年層は据え置きとなり、平均で0.17%の引き下げとなります。

期末勤勉手当につきましては、6月期の期末手当の支給月数を1.4カ月から1.25カ月に0.15カ月、12月期の期末手当の支給月数を1.6カ月から1.5カ月に0.1カ月、勤勉手当の支給月数を6月期、12月期とも0.75カ月から0.7カ月にそれぞれ0.5カ月減額いたします。この改正により、職員の期末勤勉手当の年間支給月数は4.5カ月から4.15カ月に0.35カ月の減額となります。

また、これまで新築や購入後の5年間に限り月額2,500円が支給されておりました自宅に係る住居手当が廃止となります。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表をお開きください。

改正箇所にはアンダーラインが引かれており、左が改正前、右が改正後となっております。第9条の2につきましては、自宅に係る住居手当が廃止されることに伴う改正でございます。第1項第2号の対象住宅の規定及び第2項第2号の住居手当の月額2,500円を削除いたします。

第15条の5は期末手当の支給率の改正で、第2項で職員の期末手当の6月支給分を100分の140から100分の125に、12月支給分を100分の160から100分の150に改正いたします。第3項は、再任用職員の期末手当支給率の改正ですが、当町には対象者はおりません。

第15条の8は勤勉手当の支給率の改正で、第2項第1号で職員の勤勉手当の支給率を6月支給分、12月支給分ともに100分の75から100分の70に改正いたします。第2号は再任用職員の勤勉手当支給率の改正です。

職員の給与月額の引き下げに伴い、給与表が改定されます。別表第1は行政職給料表第1表の改正で3ページから8ページまで、別表第2は行政職給料表第2表の改正で8ページから13ページまでとなっております。アンダーラインの箇所が減額改定される号給です。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（八代善行君） 日程第5 議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の期末勤勉手当の改正に伴い、常勤の特別職に支給する期末手当を年間で4.4か月から4.15か月に0.25か月分減額する内容であります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は職員の期末勤勉手当の改正に準じ、町長並びに副町長の期末手当につきまして6月期の支給月数を2.1か月から1.95か月に0.15か月、12月期の支給月数を2.3か月から2.2か月に0.1か月減額するのに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この改正により年間支給月数は4.4か月から4.15か月に0.25か月の減額となります。

それでは、改正条例を朗読させていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和43年東伊豆町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の210」を「100分の195」に、「100分の230」を「100分の220」に改める。

附則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

なお、町長の期末手当につきましても、同様に年間で4.4か月から4.15か月に0.25か月の減額をいたしますが、東伊豆町教育委員会教育長の給料等に関する条例につきましても、第3条におきまして教育長の期末手当の額は特別職の職員で常勤の者の期末手当の例により算出した額と規定されております。この条例の改正をすることにより、教育長の期末手当の額も改正されることとなります。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## る条例の一部を改正する条例について

○議長（八代善行君） 日程第6 議案第64号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第64号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

人事院勧告により、住居手当の支給基準を一般会計職員に準拠し改正をするものであります。

詳細につきましては水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 水道課長。

○水道課長（吉野竹男君） それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年東伊豆町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

削除した条文の内容は、職員が世帯主として住居する家屋を新築または購入取得し、5年未満の者に住居手当を支給する基準で、この基準を廃止するものでございます。

また、公営企業職員のその他の人事院勧告に基づく給料基準の見直しにつきましては、規定により定められておりますので、一般会計職員の組織に準拠し改定をいたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（八代善行君） 日程第7 議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,566万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を47億8,036万4,000円とするものでございます。

歳入の主な内容を申し上げますと、国庫支出金においては、去る8月11日の台風9号により被害を受けた林道片瀬大付線の災害復旧費補助金であり、さらに災害復旧に係る地方債であります。

また、県支出金においては、国・県の財源措置に伴い、新型インフルエンザ接種助成費補助金を計上させていただきました。

次に、歳出の主な内容を申し上げますと、災害査定を終えた林道片瀬大付線に係る災害復旧工事費や新型インフルエンザの低所得者に対する接種助成費を計上させていただきました。必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入金を計上させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） ただいま提案されました議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について概要説明いたします。

平成21年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,566万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,036万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。

2歳入の主な内容について説明をいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目災害復旧費国庫補助金、補正前の金額に742万1,000円を追加し、742万3,000円といたします。1節農林水産業施設災害復旧費補助金、細節2林業用施設災害復旧費補助金742万1,000円の増は、8月11日の台風9号により被害を受けた林道片瀬大付線の災害復旧に係る国庫補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正前の金額に703万円を追加し、1,122万8,000円といたします。2節保健衛生費補助金、細節3新型インフルエンザ接種助成費補助金703万円の増は、国・県からの財源措置により低所得者に対する助成を実施する内容でございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の金額に531万4,000円を追加し1,201万4,000円といたします。1節財政調整基金繰入金、細節1財政調整基金繰入金531万4,000円の増は、今回の補正におきまして歳入予算及び歳出予算調整後の不足額を財源補てん措置いたしました内容でございます。

22款町債、1項町債、9目災害復旧債、補正前の金額に590万円を追加し、590万円といたします。2節農林水産業施設災害復旧債、細節1農林水産業施設現年発生補助災害復旧事業590万円増は、林道片瀬大付線の災害復旧事業に係る補助裏に起債を充当するものであります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらん願います。

次に、3歳出の内容について説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に937万5,000円を追加し2,114万3,000円といたします。6新型インフルエンザ対策事業、20節扶助費、細節1新型インフルエンザ接種助成費937万5,000円の増は、低所得者に対する新型インフルエンザ接種の費用負担の軽減措置を図るために助成するものであります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目林業用施設災害復旧費、補正前の金額に1,629万円を追加し1,651万2,000円といたします。1林業用施設災害復旧事業、11節需用費、細節1消耗品費34万円及び15節工事請負費、細節1災害復旧工事1,595万円の増は、歳入で申し上げましたが、林道片瀬大付線の災害復旧のための事業費であります。

恐れ入りますが、2ページ、3ページにお戻りください。

第2表、地方債の補正であります。今回の補正予算（第5号）におきましては、農林水産業施設災害復旧債で現年発生補助災害復旧事業の590万円を今回新たに計上するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでありますので御確認願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。まず歳入ですが、補正前の額47億5,469万9,000円に2,566万5,000円を追加いたしまして47億8,036万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額47億5,469万9,000円に2,566万5,000円を追加いたしまして47億8,036万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金を1,445万1,000円、地方債は590万円、その他財源はなく、一般財源を531万4,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番。

○12番（居山信子君） 歳出の関係で伺いたいと思います。

扶助費の中の新型インフルエンザ対策事業につきましては、ここに937万5,000円の計上があるわけですが、ここにございますけれども、今、非常に全国的にこのインフルエンザの対策等々、さまざまな問題もありますし、そして町民の皆様には持病のある方等、非常に不安な

要素を抱えておられる方があります。そしてまた、小中学校を初め、子供たちのインフルエンザの現状等々、今回はこういう形で県からの支出金もあり、インフルエンザ対策というふうなことで接種が行われるわけですけれども、この内容とできましたら今後の見通しと、そしてまた低所得者ということでの今回のあれですけれども、今後の見通しについて、国の動向によるというふうなことかとは思いますが、本当に今一番心配なのはやはり持病を持っておられる方だと思います。

ましてや私たちの町の医療の状況を考えましたときに、やはり救急の状態になったときに、はたしてどうなんだろうかというふうに危惧する点がございますので、その点についての御説明をいただきたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、居山議員が言ったように、これワクチンの関係、国がもうさまざま揺れ動いているもので、町といたしましては大変苦勞しているところで、国の一定の方針が決まれば、町といたしましてもその対応ができますけれども、町としてはできるだけやるときに財政が許す限り一般の人にもある程度助成していきたい、そういう考えでいます。ただ、財政が多少きびしいもので今回、伊東のほうで全額負担など書いてありました、中学生ぐらいまでかな。その辺もまた今後検討していかなければならないと考えておりますので、いろいろそういう動向を見ながら、また町としては対応していきたいと考えております。具体例につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（八代善行君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 新型インフルエンザの今回の対象の関係なんですけれども、国が定めた優先接種者ということで妊婦さん、それから基礎疾患を有する方、それから1歳から小学6年生の方、それから1歳未満の小児の保護者の方、また優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者、それから中学生、高校生、それから65歳以上の高齢者の方、この中で町民税が非課税世帯、それから生活保護の世帯に対しては全額公費負担ということでございます。そういったことで今回予算計上させていただいております。

（「人数は何人ぐらいいますか」の声あり）

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 対象人数については生活保護と非課税世帯合わせて2,345人となっております。

それから、学校のインフルエンザの状況等でございますが、11月26日の11時現在で稲取、

熱川幼稚園で各1名ずつ、稲小で7名、熱川小で3名、熱中で1名、稲取高で10名、そのうち町内在住の生徒が5名となっております。そしてまた、今現在、学級、学年閉鎖はございませんので、若干終息に向かっているような気もいたします。

以上でございます。

○議長（八代善行君） 12番。

○12番（居山信子君） 今、課長の御説明で2,345名が対象というふうなことで、そうしますと1人当たり幾らになるのか。すみません、伺いたいのと、今、小中学校の子供たち13名プラス稲取高生徒10名、うち5名が町内者ということですので、町内では18名の児童生徒等が感染をしているというふうな状況がわかりましたけれども、これらは何日ぐらい欠席をしているのかというようなこととかが、もしわかりましたら平均的なもので結構でございますので伺いたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、学校関係でございますが、今、課長が言ったように終息に向かっています。といいますのは一時、町で109名の方が多きときはありました。それで学年閉鎖、学級閉鎖、そういう詳しい状況はまた後でやりますけれども、担当課長が言ったように十何名でございますので、ある程度自分自身の中では終息に向かっているかなということは考えております。学校関係の資料に関しましては後で、申し上げた資料として提供いたします。

それ以外のことは担当課長より。

○議長（八代善行君） 教育長。

○教育長（飯田伊三男君） 学校関係の子供たちの出席停止ですけれども、大体の子供が1週間程度で治っているようです。1週間といいましても、その前後、土日が入ってきますので、実際にはもう少し長くなっているというのが現状です。

○議長（八代善行君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） ワクチンの接種の費用でございますけれども、13歳未満については2回の接種で6,150円となっております。それから、13歳以上については1回で3,600円の接種ということでございます。全体については一応、今回の予算で上げさせていただいた金額となっております。

以上でございます。

（「了解」の声あり）

○議長（八代善行君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（八代善行君） 日程第8 議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,460万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ8,434万円とするものであります。

主な内容につきましては、歳入については風力発電事業基金繰入金を増額措置いたしました。

また、歳出につきましては、3号機風車発電機故障のため修繕料を増額するものであります。

なお、詳細につきましては企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） それでは、ただいま提案されました議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）につきまして概要を御説明申し上げます。

平成21年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,434万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをおめくりください。

まず、歳入でございますが、2款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金、既定の予算額に3,460万円を追加いたしまして、補正後の予算額を3,464万9,000円といたします。1節風力発電事業基金繰入金、細節1風力発電事業基金繰入金3,460万円につきましては、歳出の財源とさせていただくものでございます。

恐れ入ります。次のページをめくってください。

歳出でございますが、1款電気事業費、2項風力発電事業費、1目風力発電事業費、補正前の額に補正額3,460万円を追加いたしまして、補正後の額を5,680万3,000円といたします。11節需用費3,460万円、細節1風力発電事業費、修繕料の3,460万円につきましては、去る8月30日強風によりまして風車3号機の発電装置関係が故障をいたしました関係で、これらを早急に修繕し発電の対応を図りたいと考えております。

恐れ入りますが、1ページ、2ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正の事項別明細書でございますが、ただいま御説明いたしました内容でお手元の資料をごらんいただくことで御説明にかえさせていただきます。

なお、補足説明をさせていただきます。

8月30日未明、町営風車3号機が定格回転数以上に回転したことにより発電機及びヨー駆動装置、つまり風向きに風車を回転させる駆動装置に故障事故が生じたものでございます。メーカー側から技術者を派遣いただき原因究明を図っておりましたが、現時点では過回転を

起こした制御システムや部品等に瑕疵は見受けられないこと、また同様のケースでの故障の事例がないことなどにより原因究明ができております。

メーカー側と再三の協議により修繕を先行して風車運転を再開し、ブレードに遠心力を受けた状態で調査を行い、原因究明を徹底すべきとの合意により、今回の補正予算計上に至った次第でございます。原因究明がなされなければ、メーカー側と町側との修繕費の負担割合も定められないものと考えますので、この際、補修修繕に要する見積額で補正予算を編成したものでございます。この金額がすべて修繕に要する費用負担額とは考えておりませんが、引き続きメーカー側との交渉協議を図ってまいり所存でございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番。

○12番（居山信子君） これにつきましては、私どもの担当でさまざまな議論はされたところでございますけれども、今回こういう形での故障というのが、今、課長からも説明がありましたように、やはり風力のあり方、そしてまた今後の推進の仕方等々、本当に慎重にしていかなければいけないんだなということをつくづく感じた次第でありますけれども、例えば車などでも、何年か走らせていてもメーカー側で思わぬ、そういう故障箇所があった場合の対応等もされるわけですし、同じようにこの風車の問題につきましても、そういう観点で当然何らかの対応がされてしかるべきだというふうに、私は考えるものでございます。

ここに計上してありますこの3,460万というこの金額なんですけれども、稼働して約5年数カ月という中で、上がってきました収益の一体何%位になるのかというふうなことを確認のために伺わせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し述べた点についても、メーカー側への対応等嚴重にさせていただく必要があろうかと思っておりますけれども、その御見解についてお尋ねをいたします。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） 収益に対する割合ということですが、大変申しわけないですが、今日までの収益につきましての資料を本日お持ちいたしておりませんので、後ほどまたお示ししたいと思います。ただ、風車の建設には1基当たり約1億円を投じております。それに係る3,460万円という今回の修繕の内容でございますけれども、まず発電機が1基、全く機能を有しなくなってしまった、つまり発電が起きなくなってしまった。これにつきましては修繕をするか、あるいは新規に交換するかという協議の中で、とりあえず新規に

発電機を据えかえたほうが経費的に低額であるという結論に達しまして、それにつきましては三菱重工側の責任において新規のものを取り寄せますということになりました。この金額が約2,100万円の見積もりで、きております。

そのほかに、故障から今日に至るまでの調査究明に係る職員の派遣であるとか技術費、そういう関係の経費が約1,300万円ほどかかります。これらを含めましてとりあえず3,460万円相当がかかるであろうと、修繕の支出を執行するための予算がなければ執行ができないということと、それから先ほど補足説明の中で申し上げましたように、発電を開始した上で、つまりブレードに風力の負荷を負わせた中で調査研究をすべき要因も十分考えられるという点で、とりあえずメーカー側と協議の中で、一たんは発電装置を稼働させた中で原因究明を図っていかうという協議になりましたので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八代善行君） 12番。

○12番（居山信子君） 委員会では当初からの収益の一覧表をいただいてきておりまして、私もきょうは手元に持っていなかったものですから、あのときの数字では恐らく10分の1ぐらいに該当するかなというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。課長の記憶の中で結構でございますけれども、それくらいではなかったかなと、また後で資料をいただけるということでございますけれども。

それと、今、言うなれば派遣した費用、それから技術料等々1,300万くらいかかるとか、韓国製であるというふうなことから、さまざま難しい点もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ担当のほうもほかの事例等を見ながら、メーカーの言いなりになって資金をこちらから出すというふうなこと、当面はしなくてはなりませんけれども、その後の対応を考えましたときに、なまじっかなところで妥協するよりも、かなり議会がうるさいというふうなことをメーカーに言っていただく中で、その点は慎重な対応を私自身は求めたいというふうに思いますけれども、町長、御見解はいかがなんでしょうか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 委員会でも言いましたけれども、基本的には最大このぐらいかかるという中で、原因究明とかそういうことは当然こちらが一方向的に持つことはない、うちのほうは考えております。その中で担当課と業者のほうで精査しているもので、当然それが自分のところに決済ときますもので、ここで十分また精査いたしまして、できるだけ町の負担を少なくしたい、そう考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

5番。

○5番（藤井廣明君） 具体的にこれは風はどのくらいの強さであったのか、8月30日のということと、それからこの間のメンテナンスに関して、これは継続的に定期的なメンテナンスはしていたのではないかと思うんですが、その辺に関してはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） 故障時の風速につきましては12.23メートル、10分平均の風速でございます。

それから、風車の定期点検につきましては年2回、これらも常にメーカー側の見積額の約半分程度の金額に抑えさせていただいた中で、年2回実施はしてございました。

それから、因果関係がまだつきとめられていないわけですが、故障が起きる前に一たん停電も発生しているというところもございました。その辺も今後調査の対象にもなっております。

さらに、私どもも議会、あるいは住民への説明の材料に欠くということは再三メーカー側にも伝えてございます。当然、メーカーといたしましても、社会的問題になりかねない関係も、場合によっては生じてくる可能性もございますので、誠心誠意対応を図っていきますということを申しておりますが、ただやはり原因が明確になされないと、そのところの社内協議がなされないという点もございます。それで、この双方の立場を主張していきますと、当然ながら修繕の時期も先送りになるという中で、これについてはやはり発電装置をまず復旧させ、そして原因究明を徹底していただくということで合意をさせていただいたものでございます。

○議長（八代善行君） 5番。

○5番（藤井廣明君） そうしますと、これは発電機の故障という、車に、先ほどの居山議員も例えましたけれども、車でいえばエンジンの故障というようなことに相当するかと思うんですが、そのことが例えば12.3メートルくらいの風でダメージがあって抱えているんだというふうなことであれば、これ以上吹くというふうなことは、これからも重々考えられるわけだし、それからメンテナンスに関しても年2回きちんとやってきたということで、いわば町には責任はないとも言えるかと思うんですよ。にもかかわらず、現実には原因不明の故障をして停止して、町に損害を与えるような結果であると。3,460万円という金額に関して、これは町が今、補正予算を組んで原因究明すべきだというふうなことのようですね。

ども、その原因究明等に関しても、これはメーカーでやる、三菱、製造責任というふうなものがあるかと思うんですよ。そのことに関して、これは町の補正予算を組んで原因究明なされて、それから対応するというのではなくて、原因究明そのものもこれはメーカーの責任で当然行い、そのことによって今後どうするかというふうにされるのが筋道ではないかと考えるのですが、課長いかがでしょうか。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） 藤井議員の御指摘も、当然私どももメーカー側と協議の材料となっておりました。東伊豆町のこの風力発電事業計画につきましては20年間を計画期間としている中で、約6年が経過する中でこのような事故ということにつきましては、甚だ遺憾であるということで、その点につきましては強く先方に申し出ております。

当然、三菱さんにつきましても、これらの点については大変反省もし、誠心誠意、原因究明を行いますと。原因究明がなされて、原因がここにあるというものが出れば、それぞれのパーツメーカー等とも協議して負担割合を定めていくというものは、もう既に合意がされておりますという点につきましても伺っております。

したがいまして、調査費等々につきましても、何らかの回答を得られるものとは考えておりますが、あくまでもそのこのところは原因がどこにあったのかというものがはっきり出てまいりませんと、当然民間企業の社内協議もなされないでありますし、また町との協議もあいまいさが出てきてしまうのではなかろうかと考えております。実際には風車につきましては2年間の保証期間ということでございますので、万一何らかの保証に相当するものが生じましても、現実的にはメーカーの瑕疵担保責任というものについては、もう既に期間が経過しているというものは現実に来ております。ただ、それらでメーカー側としても、それらを主張する気はない旨の姿勢は示していただいております。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、担当課長が説明いたしました。その中で担当課と業者のほうで誠心誠意話した中で最善の方法が、この補正予算のこの金額だということで、当局はこの3,460万を計上させていただいて今、皆さん方の理解を得ようと考えております。その中で当然、先ほど居山議員の質問にあったように、こちらにしてはさらにこれ以上のことをまた業者に言っていくつもりでおりますので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

1番。

○1番（内山慎一君） まず、原因がわからない原因というのは何かということですね。原因がわからないということではなくて、発電機が悪いということはわかっているわけですよ。そう受け取ることはできないのかね。だから、発電機が悪くて発電機を取りかえるということは、1つはそれが悪いということが原因ということもあると思うんですよ。だから、そのためにとりあえずは修理するということでない、体のどこが悪いということがわからないでやることはできないわけだから、そういう受け取り方もあると思うんですよ。だから、私はそういう受け取り方をして、一応原因がないというのではなくて、原因ということはどういう風がたくさん吹いたのか、あるいは停電が原因だということもあるけれども、その因果関係ということがわからないだけであって、基本的には発電機が悪いということがわかって今、補正をするということの意味でとらえていけばいいと思うんですよ。

それであと、だから実際にメーカーにちゃんと補てんしてもらう格好のことだけを今、答弁の中でお話ししているようだけれども、それを確実にやっていただけるかどうかということをもう一度確認したいと思っています。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） 先ほど申したかと思いますが、発電機がいけないという、まだ結論に達していないということは申し上げたいと思います。この発電機は修理に現在回っております。ただ、その発電機はヒュンダイ製、ヒュンダイ社が組み立て加工した発電機ということで、韓国のヒュンダイに現在送って、そのヒュンダイで原因究明も含めて修理をかけているということは伺いました。それは三菱重工の責任においてやると。そのかわりに、新しいものを設置したほうが期間的に早く設置ができるということで、また経費もそこで安いということで、今回は三菱重工側の提案で新しい発電機にさせていただいたというところでございます。

発電機が故障したというのは、過回転による故障というまではわかったわけですが、そのほかになぜ、では過回転、つまりブレーキをかける部分にブレーキがかからなかったのか。あるいは、ブレードが風の抑制を極力抑えるように、風向きに沿った方向に向いたときに羽がもろに風を受けないように、強い風の場合ですね。それらを制御する部分もなぜうまく制御ができなかったのか。そういうものもすべて調査するためには、やはり装置を整備して、そして発電を起こした段階で果たして、ではどうなるかということ进行调查したいために、今回このようなことをさせて、先行してやりたいということで合意をしたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（八代善行君） 1 番。

○1 番（内山慎一君） 今ちょっと前に質問したところが返ってこなかったんだけど、確実に今、例えば外したりするほうは、導入する格好にすることによってメーカー側からちゃんと町へそれなりの因果関係によってお金が来るといことは担保されているということだね。

だから、どういう原因かわかるでしょう、因果関係のものが。そして、ちゃんとお金を3,460万というお金があるんだけど、そのうちの何%かということについてはちゃんとメーカーが負担をするといことは担保できているかということを知りたいわけ。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） 先ほど申しましたように、メーカーの瑕疵担保責任は2年間という中でいきますと、法的な責任というものについては既に拘束性はないということになります。ただ、今3,460万円を補正予算計上いたしまして、修繕を先行しようということで補正を組みましたが、この金額で修繕しようとしたというつもりは全くございません。

ただ、原因が明らかになりませんと、これもやはり、ではどこにどのような瑕疵があるのか、あるいは製造上の問題点があるのか、あるいはそれぞれのパーツ上の問題が何にあったのか、どういうものであるのかということも当然、三菱さんもこれを究明したいということもありますし、また東伊豆町は当然、年2回も定期的に定期点検を行ってきているにもかかわらず、このような事故になぜなっていくのか。では、この発電機の今回の3号機の故障が、では2号機、1号機にも今後起こり得る問題なのかというものも、まだはっきりと出ておりませんので、今回はその原因究明も含めた中で修繕を先行していこうということでございます。

それから、ちなみに参考までに申し上げますが、同様の機種でこのようなケースの故障、事故は例がない。また、例がないことによって原因究明も少し時間を要しているということも伺っております。

○議長（八代善行君） 1 番。

○1 番（内山慎一君） いや、だから今の課長の説明はわかったんだけど、私が言うのは、担保をちゃんと本当に修繕をした格好のもの三千四百何万やっていきますよね。そのうちの何%ぐらいというようなことについても、メーカー側に保証していただくような格好のことが果たしてできるかどうか。その辺の確約をしているかどうかということをお尋ねしているような格好ですよ。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） ちょっと行き違いがあったのかなと思いますが、私どもはまだ3,460万円をメーカー側に支払って修繕をしていただくということは考えておりません。

これは、あくまでも自治体が事業を執行する上においては、予算が1円でもないと事業執行ができないということになりますので、今回、概算上の見積額で、あくまでも予算を計上させていただいて、では修繕を先行させていただきたいということでもありますので、では原因究明がなされないままに工事が終わりました、では3,460万円をいただきますということで、では、はいわかりました、工事やっていただいたのでお支払いしますよという話ではございません。あくまでも、修繕をしていただくために、何らかの予算を計上しなければならないという事情の中で今回3,460万円の補正をお願いしているということで御理解をいただければと考えております。

○議長（八代善行君） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

5番。

○5番（藤井廣明君） 私は、今回の風車の件に関しまして、3号機の原因の究明等について、町のほう之急いで予算措置をお願いしていくというふうなことなんですけれども、これは伺ったところ積立金の6,800万円の半額を使って行うんだと。これまで償還金を払わないでよかった3年も含めて積み立てた金額、その半分以上を費やしてこの3号機の修繕を急ぐというようなことになるわけで、これが今言った課長の言葉にもありましたけれども、1、2号機にもこの先起こらないとも限らないということであれば、非常に不安を持つわけです。こういったことから、1つには私はこのまま3号機はその状態で置いておくということもしないと、逆にたくさん予算から取り崩し、町のお荷物になっていく可能性もないのかどうか。これに関してはやはり検討すべきではないかというふうに私は思いますので、その点よろしくお願いいたします。

○議長（八代善行君） 5番、藤井議員、この討論については賛成か反対か、はっきりさせていただきたい。

○5番（藤井廣明君） 予算に関しては、私は執行反対でございます。

○議長（八代善行君） 次に、本案に賛成の討論を許します。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） 同じ担当委員会から反対討論が出るとは、私はモラルに欠ける人がいるなどは思いますけれども、私はここでもって委員会の反対側の方々から、これについては慎重に行ってくれよという話も受けました。受けまして、それでは付帯決議をつけるからという形、私はこの付帯決議を今度は真摯に受けとめてやっていただければ、この予算は執行してもよろしいではないかというふうに思いますので、担当委員長として私はこれに賛成いたします。

ですけれども、このように欠席をするわ、担当委員会にいる委員が質問するわという形であれば、私はこの場を借りて委員長を辞任したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八代善行君） ほかに討論ありませんか。

2番。

○2番（飯田桂司君） 冒頭、私は賛成のほうにまわりますけれども、今、課長のほうから説明あった中で、風車等、形のあるものは壊れるなど、私は極端な話そういうことを思うわけですけれども、やはり壊れたものについて町がどういう形でいこうかなということでおったと思うんですよ。そういう中で、私は今、藤井議員がちょっと話した中で、やはり1号機、2号機、3号機がある中で部品、これは例えは変わりますけれども、車の部品や、あるいはガス器具の部品等が保証期間を過ぎて壊れるものについては取りかえるという、こういう例があるわけですけれども、やはりこれからの風車等についても三菱さんあたりにもそういうところもお話をさせていただく中で、やはりいい方向でしていただきたいなと思います。私は賛成のほうにいたします。

○議長（八代善行君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） これで討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八代善行君） 御着席願います。

起立多数で、本案は原案のとおり決することになりました。

---

◎日程の追加について

○議長（八代善行君） ただいま、14番、山田議員から、お手元に配付してございます東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に伴う付帯決議（案）について動議が提出されています。この動議は1人以上の賛成がありますので成立しました。

東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午後10時45分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

皆さん私語を慎んでください。

---

◎追加日程第1 決議案第1号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）について

○議長（八代善行君） 追加日程第1 決議案第1号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 先ほど議決をされました風力発電事業の特別会計補正予算に対する

付帯決議を提出したいということで動議を提出するものでございます。特別皆さんと従前、十分に協議をさせていただいて文面をつくったわけではないというふうに思いますが、先ほど来の質疑、討論を聞いておりました、そういう内容は十分網羅されているのではないかなというふうに私は感じておりますし、私自身も機種選定等、当初から計画の段階から話は聞いている中で非常に大きい不信感等を禁じ得ないものもございまして、そういう意思是当局の予算を議決するという形以外にも、こういう形ではぜひ議員の皆さんの気持ちというものはやっぱり結実をさせていくことが、今後の町政の執行にも資するものだろうというふうに思っておりますので、御協力をお願いしたいというふうに思います。

平成21年11月27日。

東伊豆町議会議長、八代善行殿。

発議者、東伊豆町議会議員、山田直志。

賛成者、東伊豆町議会議員、飯田桂司。

議案第66号 平成21年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に伴う付帯決議の動議。

別紙、決議（案）を添えて動議を提出します。

次をお開きください。

決議案第1号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）

風車3号機は、発電機故障により8月から運転を停止している。

故障原因の特定は、未だに不明である。

計画時に、建設費用以上に国産メーカーへの信頼と保守点検などきめ細かい対応を期待して業者を選定した。

しかし、平成15年12月に本格稼働してから僅か5年余りで起きた致命的な故障であり、極めて遺憾なことである。

町は、この間にも毎年多大な保守点検費用を費やしてきており、その点でもメーカーに不信の念を禁じえない。

今日現在、風車故障の原因は特定できていない。その状況で、売電事業への影響から本格的な修理予算の計上となった。

このことについては、事業を優先しての判断であり、メーカーの責任を曖昧にすることはできない。あくまで、事業の運営と風車故障の責任は、別の問題である。

今回の補正予算の執行等については、下記のことを求める。

記

1. 故障の原因究明を徹底して行うこと。
2. 補償期間は過ぎてはいるが、メーカーの商品への信頼を揺るがす問題でもあり、メーカーと町との間で負担割合を設定するなど適正に対応すること。
3. 多額の基金を取り崩し修理することから、今後の基金の活用については慎重に対応されたい。

以上、決議する。

平成21年11月27日。

東伊豆町議会。

以上でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（八代善行君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしましたので、平成21年東伊豆町議会第3回臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

閉会 午前10時51分